

改正案	現行
<p>（許可申請書のその他の添付書類） 第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>一の二 個人である申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。第二号の二において同じ。）の婚姻前の氏名を当該申請者の氏名に併せて申請書（同項の申請書をいう。同号において同じ。）に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該申請者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第五十条の七及び第五十条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業者又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第五十条の七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>二の二 法人である申請者の役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類） 第五十条の四 準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十条の三十五第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第五十条の七第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>（新設）</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第五十条の七及び第五十条の十八において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業者又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面、第五十条の七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第五十条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>（新設）</p>

代わる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

- 三 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案
- 四 特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該特定信用事業代理業再委託者が当該再委託について所属組合の承諾を得たことを証する書面
- 五 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）
- 六 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度（個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下同じ。）の前事業年度に係る別紙様式第一号により作成した財産に関する調査書
- 七 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面
- 八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあつては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 九 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 十 所属組合（特定信用事業代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該特定信用事業代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徴するとき、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第七号に規定する書面
- 十一 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 十二 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等
- 十三 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び見取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該営業

- 三 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案
- 四 特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該特定信用事業代理業再委託者が当該再委託について所属組合の承諾を得たことを証する書面
- 五 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）
- 六 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度（個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下同じ。）の前事業年度に係る別紙様式第一号により作成した財産に関する調査書
- 七 法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面
- 八 会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあつては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 九 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 十 所属組合（特定信用事業代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該特定信用事業代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徴するとき、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第七号に規定する書面
- 十一 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 十二 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等
- 十三 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び見取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該営業

所又は当該事務所で行う特定信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事務所の名称を記載した書面
十四 前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(指定申請書の添付書類)

第五十条の三十五 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 法第二百一十一条の六第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第五十条の四十二第三項第三号において同じ。)である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)
- 二 法第二百一十一条の六第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 第五十条の三十三第一項第二号の規定によりすべての組合及び連合会に対して交付し、又は送付した業務規程等
- 二 すべての組合及び連合会に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 組合及び連合会に対して業務規程等を送付した場合には、当該組合及び連合会に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

- イ 到達した場合 到達した年月日
- ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因

3 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十

所又は当該事務所で行う特定信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事務所の名称を記載した書面
十四 前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(指定申請書の添付書類)

第五十条の三十五 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 法第二百一十一条の六第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第五十条の四十二第三項第三号において同じ。)である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)
- 二 法第二百一十一条の六第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 第五十条の三十三第一項第二号の規定によりすべての組合及び連合会に対して交付し、又は送付した業務規程等
- 二 すべての組合及び連合会に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 組合及び連合会に対して業務規程等を送付した場合には、当該組合及び連合会に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

- イ 到達した場合 到達した年月日
- ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因

3 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十

三 第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第五十条の四十五第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十条の三十九及び第五十条の四十において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 役員の前婚前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五 役員が法第二百一十一条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六 役員の前職（役員が法人である場合には、当該役員の前職を記載した書面）

七 紛争解決委員（法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。以下同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務（法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第五十条の四十五において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八 役員等が、暴力団員等（法第三十四条の四第一項第五号に掲げる者をいう。以下同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

三 第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第五十条の四十五第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第五十条の三十九及び第五十条の四十において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

（新設）

四 役員が法第二百一十一条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員の前職（役員が法人である場合には、当該役員の前職を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。以下同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務（法第二百一十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第五十条の四十五において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第三十四条の四第一項第五号に掲げる者をいう。以下同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九| その他参考となるべき事項を記載した書類

別表第二(第五十条の九関係)

届出事項	記載事項	添付書類
<p>商号、名称又は氏名 (以下この表において「商号等」という。) の変更</p>	<p>一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日</p>	<p>一 理由書 二 法人であるときは、変更後の定款(これに準ずるものを含む。) 及び株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)</p>
<p>役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。) の変更</p>	<p>一 変更(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。) があつた役員の氏名又は名称及び役職名 二 就任又は退任年月日</p>	<p>一 理由書 二 法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。) に係る次に掲げる書面 イ 履歴書(就任する役員が法人であると</p>

八| その他参考となるべき事項を記載した書類

別表第二(第五十条の九関係)

届出事項	記載事項	添付書類
<p>商号、名称又は氏名 (以下この表において「商号等」という。) の変更</p>	<p>一 新商号等 二 旧商号等 三 変更年月日</p>	<p>一 理由書 二 法人であるときは、変更後の定款(これに準ずるものを含む。) 及び株主総会(これに準ずる機関を含む。)の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)</p>
<p>役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。) の変更</p>	<p>一 変更(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。) があつた役員の氏名又は名称及び役職名 二 就任又は退任年月日</p>	<p>一 理由書 二 法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。) 三 就任する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。) に係る次に掲げる書面 イ 履歴書(就任する役員が法人であると</p>

<p>特定信用事業代理業 を行う営業所又は事 務所（以下この表に において「営業所等」 という。）の設置</p>	
<p>一 設置した営業所 等の名称 二 所在地 三 設置した営業所 等で行う特定信用 事業代理業の業務 の内容（所属組合 の名称を含む。）</p>	<p>一 理由書 二 設置した営業所等の 組織及び人員配置を記 載した書面 三 設置した営業所等の 付近見取図（近隣に所 属組合がある場合には 、その距離を記載した</p>
<p>特定信用事業代理業 を行う営業所又は事 務所（以下この表に において「営業所等」 という。）の設置</p>	<p>ハ 婚姻前の氏名を、 氏名に併せて第五十 条の九の届出書に記 載した場合において 、ロに掲げる書面が 当該婚姻前の氏名を 証するものでないと きは、当該婚姻前の 氏名を証する書面 ニ 第五十条の七第四 号イからチまでのい ずれにも該当しない 者であることを誓約 する書面</p>
<p>特定信用事業代理業 を行う営業所又は事 務所（以下この表に において「営業所等」 という。）の設置</p>	
<p>一 設置した営業所 等の名称 二 所在地 三 設置した営業所 等で行う特定信用 事業代理業の業務 の内容（所属組合 の名称を含む。）</p>	<p>一 理由書 二 設置した営業所等の 組織及び人員配置を記 載した書面 三 設置した営業所等の 付近見取図（近隣に所 属組合がある場合には 、その距離を記載した</p>
<p>特定信用事業代理業 を行う営業所又は事 務所（以下この表に において「営業所等」 という。）の設置</p>	<p>ハ 第五十条の七第四 号イからチまでのい ずれにも該当しない 者であることを誓約 する書面 ロ 住民票の抄本（就 任する役員が法人で あるときは、当該役 員の登記事項証明書 を含む。）又はこれ に代わる書面 （新設）</p>

所属組合の変更	営業所等の廃止	営業所等の名称の変更	営業所等の所在地の変更	
一 新たに所属組合	一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 廃止年月日	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	四 事業開始年月日
一 理由書	一 理由書 二 廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 三 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	理由書	理由書	四 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。） 五 顧客情報管理体制及び顧客の財産と特定信用事業代理業者の財産との分別管理体制を記載した書面

所属組合の変更	営業所等の廃止	営業所等の名称の変更	営業所等の所在地の変更	
一 新たに所属組合	一 廃止した営業所等の名称及び所在地 二 廃止年月日	一 変更前の名称及び所在地 二 変更後の名称 三 変更年月日	一 名称及び変更前の所在地 二 変更後の所在地 三 変更年月日	四 事業開始年月日
一 理由書	一 理由書 二 廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。） 三 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）	理由書	理由書	四 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。） 五 顧客情報管理体制及び顧客の財産と特定信用事業代理業者の財産との分別管理体制を記載した書面

- から委託を受けることとなった場合
- イ 当該所属組合の名称
- ロ 当該委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称及び所在地
- ハ 当該営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の内容
- ニ 当該委託を受けた業務を開始する年月日
- 二 新たに特定信用事業代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合
- イ 所属組合の名称
- ロ 当該特定信用事業代理業再委託者の商号等
- ハ 当該再委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称及び所在地
- ニ 当該営業所等
- 二 新たに所属組合から委託を受けることとなった場合には、当該委託契約書の写し
- 三 新たに特定信用事業代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合には、当該再委託に係る委託契約書の写し
- 四 所属組合から委託を受けなくなった場合
- イ 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- ロ 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 五 特定信用事業代理業再委託者からの再委託を受けなくなった場合
- イ 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- ロ 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

- から委託を受けることとなった場合
- イ 当該所属組合の名称
- ロ 当該委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称及び所在地
- ハ 当該営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の内容
- ニ 当該委託を受けた業務を開始する年月日
- 二 新たに特定信用事業代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合
- イ 所属組合の名称
- ロ 当該特定信用事業代理業再委託者の商号等
- ハ 当該再委託（新設）を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称及び所在地
- ニ 当該営業所等
- 二 新たに所属組合から委託を受けることとなった場合には、当該委託契約書の写し
- 三 新たに特定信用事業代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合には、当該再委託に係る委託契約書の写し
- 四 所属組合から委託を受けなくなった場合
- イ 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- ロ 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 五 特定信用事業代理業再委託者からの再委託を受けなくなった場合
- イ 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- ロ 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

で行う特定信用
事業代理業の業
務の内容
ホ 当該再委託を
受けた業務を開
始する年月日
三 所属組合から委
託を受けなくなっ
た場合
イ 当該所属組合
の名称
ロ 当該所属組合
のために特定信
用事業代理業の
業務を行ってい
た営業所等の名
称及び所在地
ハ 業務を廃止し
た年月日
四 特定信用事業代
理業再委託者から
の再委託を受けな
くなった場合
イ 所属組合の名
称
ロ 当該所属組合
のために特定信
用事業代理業の
業務を行ってい
た営業所等の名
称及び所在地
ハ 当該特定信用

で行う特定信用
事業代理業の業
務の内容
二 当該再委託を
受けた業務を開
始する年月日
三 所属組合から委
託を受けなくなっ
た場合
イ 当該所属組合
の名称
ロ 当該所属組合
のために特定信
用事業代理業の
業務を行ってい
た営業所等の名
称及び所在地
ハ 業務を廃止し
た年月日
四 特定信用事業代
理業再委託者から
の再委託を受けな
くなった場合
イ 所属組合の名
称
ロ 当該所属組合
のために特定信
用事業代理業の
業務を行ってい
た営業所等の名
称及び所在地
ハ 当該特定信用

<p>他に行う業務の種類の変更</p>	<p>事業代理業再委託者の商号等 二 業務を廃止した年月日</p>	<p>一 理由書 二 業務を開始する場合には、当該業務の内容及び方法を記載した書面</p>
<p>特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更</p>	<p>一 新たに常務に従事することとなった場合 イ 当該他の法人の商号又は名称 ロ 主たる営業所等の所在地 ハ 業務の種類 ニ 特定信用事業代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなった役員の名 二 常務に従事しないこととなった場合には、当該他の法人の商号又は名称 三 現在常務に従事している他の法人</p>	<p>理由書</p>
<p>他に行う業務の種類の変更</p>	<p>事業代理業再委託者の商号等 二 業務を廃止した年月日</p>	<p>一 理由書 二 業務を開始する場合には、当該業務の内容及び方法を記載した書面</p>
<p>特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更</p>	<p>一 新たに常務に従事することとなった場合 イ 当該他の法人の商号又は名称 ロ 主たる営業所等の所在地 ハ 業務の種類 ニ 特定信用事業代理業者が法人である場合は、新たに常務に従事することとなった役員の名 二 常務に従事しないこととなった場合には、当該他の法人の商号又は名称 三 現在常務に従事している他の法人</p>	<p>理由書</p>

<p>特定信用事業代理業者である法人の子法人等又は特定信用事業代理業者である法人の親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人等を除く。）の商号又は名称</p>	<p>特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p>	
<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等（当該特定信用事業代理業者である法人等を除く。）の商号又は名称</p>	<p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称 二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地 三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称 四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容 五 変更年月日</p>	<p>の商号又は名称及び業務の内容に変更があつた場合には、当該変更の内容 四 変更年月日</p>
<p>理由書</p>	<p>理由書</p>	
<p>特定信用事業代理業者である法人の子法人等又は当該親法人等若しくは子法人等の変更</p>	<p>特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更</p>	
<p>一 当該子法人等又は当該親法人等若しくは子法人等の商号又は名称</p>	<p>一 当該法人等又は当該法人等の子法人等の商号又は名称 二 当該法人等又は当該法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地 三 当該法人等又は当該法人等の子法人等の代表者の氏名又は名称 四 当該法人等又は当該法人等の子法人等の業務の内容 五 変更年月日</p>	<p>の商号又は名称及び業務の内容に変更があつた場合には、当該変更の内容 四 変更年月日</p>
<p>理由書</p>	<p>理由書</p>	

<p>特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更</p>	<p>る法人を除く。)の変更</p>
<p>一 新たに事業を行う場合には、当該事業の種類 二 事業を廃止した場合には、廃止し</p>	<p>二 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該特定信用事業代理業者である法人を除く。)の主たる営業所等の所在地 三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該特定信用事業代理業者である法人を除く。)の代表者の氏名又は名称 四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは当該親法人等の子法人等(当該特定信用事業代理業者である法人を除く。)の業務の内容 五 変更年月日</p>
<p>理由書</p>	
<p>特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更</p>	
<p>一 新たに事業を行う場合には、当該事業の種類 二 事業を廃止した場合には、廃止し</p>	<p>二 当該子法人等又は当該親法人等の子法人等の主たる営業所等の所在地 三 当該子法人等又は当該親法人等若しくは子法人等の代表者の氏名又は名称 四 当該子法人等又は当該親法人等若しくは子法人等の業務の内容 五 変更年月日</p>
<p>理由書</p>	

<p>特定信用事業代理業の業務の内容及び方法の変更</p>	
<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>た事業の種類 三 事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容 四 変更年月日</p>
<p>一 理由書 二 変更後の特定信用事業代理業の業務の内容及び方法を記載した書面 三 特定信用事業代理業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表</p>	
<p>特定信用事業代理業の業務の内容及び方法の変更</p>	
<p>一 変更の内容 二 変更年月日</p>	<p>た事業の種類 三 事業の内容を変更した場合には、当該変更の内容 四 変更年月日</p>
<p>一 理由書 二 変更後の特定信用事業代理業の業務の内容及び方法を記載した書面 三 特定信用事業代理業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表</p>	